# 府令・省令

## ○内閣府令・国土交通省令第六号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第六項（同法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　井林　辰憲

物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成二十八年内閣府国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画及び貨物自動車中継輸送実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令 | 物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令 |
| （都道府県公安委員会への書面の送付）<br>**第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第七十四条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第六条第一項の認定の申請又は法第二十九条の六第一項の認定の申請（以下「認定申請」と総称する。）があった場合には、法第六条第八項ただし書又は法第二十九条の六第六項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、貨物軌道事業又はトラックターミナル事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。<br>（意見を聴く必要がない場合）<br>**第二条**　（略）<br>2　法第二十九条の六第六項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、同条第二項第三号に掲げる貨物自動車中継輸送事業の内容にトラックターミナル事業が含まれない場合とする。<br>（処分の通知）<br>**第四条**　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第六条第四項又は法第二十九条の六第五項の認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。<br>（総合効率化計画等の変更の認定）<br>**第五条**　前各条の規定は、法第七条第一項又は法第二十九条の七第一項の規定による変更の認定の申請があった場合について準用する。 | （都道府県公安委員会への書面の送付）<br>**第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第六条第一項の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、貨物軌道事業又はトラックターミナル事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。<br>（意見を聴く必要がない場合）<br>**第三条**　（略）<br>（新設）<br>（処分の通知）<br>**第四条**　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第六条第四項の認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。<br>（総合効率化計画の変更の認定）<br>**第五条**　前各条の規定は、法第七条第一項の規定による変更の認定の申請があった場合について準用する。 |

**附　則**

この命令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。